

青森県いじめ問題対策連絡協議会設置要綱

(設置)

第1 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条第1項の趣旨を踏まえ、本県におけるいじめ防止等に関係する機関及び団体等（以下「関係機関等」という。）との連携を図るため、青森県いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 連絡協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 関係機関等の取組状況の意見交換及び把握
 - (2) 関係機関等が連携した施策の推進
 - (3) 前号に掲げるもののほか、いじめ防止等に関し必要と認められる事項
- (組織)

第3 連絡協議会の委員は、次に掲げる関係機関等から選出された者及び学識経験のある者のうちから、教育長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 青森県小学校長会
- (2) 青森県中学校長会
- (3) 青森県高等学校長協会
- (4) 青森県特別支援学校校長会
- (5) 青森県私立中学高等学校長協会
- (6) 青森県教育庁学校教育課
- (7) 青森県市町村教育委員会連絡協議会教育長会
- (8) 青森県総務部総務学事課
- (9) 青森県環境生活部青少年・男女共同参画課
- (10) 青森県健康福祉部こどもみらい課
- (11) 青森県中央児童相談所
- (12) 青森地方法務局
- (13) 青森県警察本部生活安全部生活安全企画課
- (14) 青森県PTA連合会
- (15) 青森県高等学校PTA連合会
- (16) 青森県弁護士会
- (17) 青森県医師会
- (18) 青森県公認心理師・臨床心理士協会
- (19) 青森県社会福祉士会
- (20) 青森県精神保健福祉士協会

2 委員の任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(会長等)

第4 連絡協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、連絡協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 連絡協議会の会議は、会長が主催し、会長がその議長となる。

- 2 会長が必要と認めたときは、連絡協議会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 連絡協議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 委員が出席できない場合は、委員に代わる者の出席を認める。
- 5 連絡協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第6 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第7 連絡協議会の庶務は、県教育庁学校教育課において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。